

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業釜の上・兎田地区（農業用排水施設等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和七年八月二十八日から令和七年九月十六日まで

二 縦覧場所

秩父市役所

秩父市役所のホームページ

秩父農林振興センター

秩父農林振興センターのホームページ